

財団法人千葉市スポーツ振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人千葉市スポーツ振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市中央区問屋町1番20号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民のスポーツ活動の普及振興に関する事業及びスポーツ施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の健全な心身の発達とうるおいのある市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種スポーツ事業の実施
- (2) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (3) スポーツに関する調査及び研究
- (4) 千葉市から委託を受けたスポーツ事業の実施
- (5) 千葉市から委託又は指定を受けたスポーツ施設の管理運営
- (6) 稲毛ヨットハーバーの管理運営
- (7) 海洋知識等スポーツ活動に伴う自然に関する知識の普及事業
- (8) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県教育委員会の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前に、千葉県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に、千葉県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第14条 この法人は、事業の遂行上必要のあるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 常務理事 2人以内
 - (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。以下同じ。) 10人以上18人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
 - 3 理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
 - 4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、任期中であっても評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があったとき。
 - (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の場合において、やむを得ない事由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する議決のみにて解任することができる。

(報酬等)

第20条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

- 第21条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

- 第22条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項で理事会において必要と認める事項を議決する。

(種類及び開催)

- 第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (3) 民法第59条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき、若しくは監事が招集したとき。

(招集)

- 第24条 理事会は、前条第3項第3号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第4章の2 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条の2 この法人に評議員12人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第18条、第19条及び第20条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と、第19条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会)

第29条の3 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の各号の一に該当する場合、理事長が招集し開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- 3 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定めるものとする。
- 4 評議員会は、この寄附行為に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第24条第3項及び第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」、「臨時理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、評議員会の運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章の3 顧問

(顧問)

第29条の4 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じ、また、理事長の求めにより理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が別に定める。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この法人の寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第32条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の認可を得て、千葉市に帰属するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第34条 この法人の事務所には、次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる帳簿及び書類を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 寄附行為に掲げることに関する書類
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類

(7) 収入並びに支出に関する帳簿及び証拠書類

(8) 官公署往復書類

(9) 処務日誌

(10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、及び第6号の帳簿及び書類は永年、同項第7号の帳簿及び証拠書類は10年、同項第8号、第9号及び第10号の帳簿及び書類は1年保存とする。

第7章 補則

(委任)

第35条 この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、千葉県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第10条及び第22条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の役員は、第16条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

理 事	(理事長)	中 橋 芳 弘
理 事	(副理事長)	吉 田 治 郎
理 事		小 林 金 市
理 事		井戸川 利 子
理 事		重 村 旦
理 事		大 木 康 司
理 事		豊 田 博
理 事		川 戸 雅 貴
理 事		道 村 潔
理 事		秋 口 守 国
理 事		山 本 義 春
理 事		三 枝 康 浩
理 事		杉 山 義 命
理 事		小 芝 宥 亮
監 事		村 上 孝
監 事		高 橋 久 雄

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(組織に関する規定の適用)

2 改正後の寄附行為第29条の2、第29条の3その他の評議員及び評議員会に関する部分は、平成14年度以降の組織について適用する。

(顧問の任期に関する経過措置)

- 3 平成14年3月31日以前に委嘱される顧問の任期は、改正後の第29条の4第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。